

地域子育て支援拠点事業及び保育所補助金等適正化調査特別委員会（100条委員会）報告

設置の経緯

平成28年11月に大きく報道された社会福祉法人「愛和会」の地域子育て支援拠点事業委託業務に係る詐欺事件について、当該事件の発生した背景や要因、再発防止に向けた町執行機関への提言等を行うため、平成28年12月定例町議会において、地方自治法第100条の定めに基づき委員13名で構成される調査特別委員会を設置しました。その後、平成29年2月、社会福祉法人愛和会（以下「愛和会」という。）へ保育所に関係する補助金を増額させる便宜を図った見返りに、同法人の森和俊元理事長に借りた現金の債務免除を受けたとして、石本前副町長が収賄容疑で

逮捕されたことを受け、調査項目の追加、委員会の名称変更を行いました。

当委員会では8回の委員会、12回の協議会（調整会議）を開催し、また委員の現地派遣、延べ13名の証人への証人尋問、7件の記録、3件の資料により調査を行い平成29年6月の定例町議会において、委員会調査報告書を提出し原案どおり可決され、委員会の調査を終了し解散しました。

また、調査報告書の内容に基づき町に対し改善に向けての提言を行いました。（調査報告書の全文については町議会ホームページで公開しています。）

100条調査とは

地方自治法第100条に定められた議会の調査権を「100条調査権」、議会からその調査権を委任された委員会のことを「100条委員会」といいます。

その設置目的は、地方公共団体の事務の妥当性が疑われる場合に、その経緯や、事務執行が適切かなどについて調査することです。この調査にかかる、出頭や記録の提出の拒否、偽証について、議会には告発する権限が付与されています。

委員会の構成

委員会は13名の委員で構成され、西川六男議長は本町議会の申し合わせによりオブザーバーとして参加し、実質全議員により調査を行いました。

委員長 辻 一夫

副委員長 小走 善秀

委員 吉川 博一、松本 美也子、

植田 昌孝、吉田 容工、

竹邑 利文、古立 憲昭、

森 良子、安田 喜代一、

森井 基容、阪東 吉三郎、

牟田 和正

調査を行った項目

- (1) 地域子育て支援拠点事業に関する項目
- (2) 社会福祉法人愛和会に対する補助金等の交付に関する項目
- (3) (1)、(2)項に伴う町幹部の関与に関する項目

証人喚問

地方自治法第100条第1項の規定により森章浩町長、愛和会元理事長をはじめ愛和会関係者及び町の幹部職員（当時の町長、担当課長等）の関係人を証人として出頭を求め、延べ13名に証人尋問を実施しました。

記録の提出

地方自治法第100条第1項の規定により、記録の提出を求め、次の7件の提出を受けました。

● 地域子育て支援拠点事業の実績（平成22年度以降）

● 地域子育て支援拠点事業の申請書類（平成27年度）

● 地域子育て支援拠点事業委託契約書（平成27年度）

● 過去（平成25年～27年）の愛和会の理事者名簿、理事会の開催状況

(出欠状況・代理出席等) がわかる記録

- 愛和会定款第9条に規定される「日常の業務として理事会が定めるもの」の内容について確認できる記録
- 地域子育て支援拠点事業に関する記録
- 愛和会に關係する保育園の補助金の交付要綱等の制定・改正に関する決裁等、意思決定、判断等の内容がわかる記録(平成23年度から平成27年度)

議員(委員)の派遣 (現地調査)

地方自治法第100条第13項の規定により、「地域子育て支援拠点事業」の実態調査のため議員3名の派遣を行いました。

- 日時 平成29年2月15日
- 場所 宮古保育園、すこやかひろば
- 目的 現地調査

調査費用

本調査に要する費用は、設置当初10万円とされ、その支出については、証人への費用弁償、郵送料等で平成28年度は計1770円を、平成29年度は計672円を支出しました。

- 委託契約書には、実地調査等について規定されているが、平成27年度までに実地調査や指示がされたことはない。
- 町への事業実績報告の際、領収書の添付は平成26年度委託分まで求めたことはなかった。平成28年1月新たに町長に就任した森章浩町長が、補助金等の適切な執行に努める為、平成28年5月、平成27年度の実績報告に領収書等の根拠書類の添付を追加求めた際、領収書の偽造が行われた。利用人数等の実績の数値についても水増しの報告書が作成された。
- 提出された実績報告書について町が行ったチェックでは、領収書の偽造、実績数値の水増し等の不適切な処理は発見できなかった。
- 本件で偽造されたとされる領収書については、森和俊氏の指示により当時の宮古保育園園長が作成した。
- 理事会については平成27年度頃までは年1回程度しか開催されておらず、持ち回り決裁が頻繁に行われ、意思決定については森和俊氏(理事長を退いた後も)が大きな権限を持っていた。
- 森和俊氏、宮古保育園園長以外の理事・職員については、偽造領収書の作成について関与は明らかと

調査事項の現状等

「地域子育て支援拠点事業」とは、児童福祉法により規定され、厚生労働省令の定めにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。本町は本事業を平成9年度より実施しており、実施の方法については委託とし、平成9年当時、本町内で保育事業の実績のあった愛和会が運営する宮古保育園で事業を実施する委託契約(随意契約)が平成9年度に締結された。以降、国又は県の定める基準の変更に合わせ、事業の内容、委託料の上限等について一部変更はあったが、平成27年度まで毎年契約の更新が行われた。また、平成22年度の町保健センターの移転にあわせ、保育サービスの充実を目的とし、保健センター3階においても地域子育て支援拠点事業を実施することとなり「特定非営利活動法人子育てすこやかサークル」と委託契約(随意契約)が締結され同年9月より実施されている。本町内には、宮古保育園、宮森保育園、こどもの森 阪手保育園の3つの保育所があり、そのすべてが愛和会により運営されている。

ならなかった。

社会福祉法人愛和会に対する補助金等の交付に関する項目

田原本町保育所運営費補助金交付要綱の改正で補助金の増額に關係するものについては、平成24年度、平成26年度、平成27年度に行われた。平成25年度からの宮古保育園舎の建て替えの際には、公設から民設に改め、国・県による補助金(町負担有り)を活用し、さらに加えて、宮古保育園増改築補助金交付要綱を新たに定め、約1億円の補助金が町から支出された。また、過去に行われた宮森保育園、こどもの森 阪手保育園の改修については町単独での補助は行われなかった。宮古保育園の民営化(公設民営から民設民営)については、平成24年度以前から話が進められていた。

町幹部の関与に関する項目

- 証言を求めたすべての町幹部から、愛和会より付け届け的な物が送られそれを受け取っていたとの証言があり、保育に關係する町職員に対しに定期的な付け届けがされていたことが明らかとなった。
- 愛和会理事、職員と町幹部(当時の町長、副町長、教育長)が参加する宿泊を伴う会合が有馬温泉で

愛和会に係る、本事業の運営委託料については、毎年度、年度当初、法人の事業計画に基づき国又は県が定める補助基準額により概算払いを行い、実績報告にあわせ精算を行う支払い方法であった。平成27年度の愛和会への本事業の委託料実績は794万8000円であり、過去精算により返還が行われた実績は無い。

- 田原本町保育所運営費補助金交付要綱の改正の内、補助金の増額に關係するものについては、○平成24年度：一般管理費補助金維持管理費を延べ床面積(1㎡あたり)1000円から1500円に増額。また、対象となる保育所について町立民営保育所を廃止し町内の民間保育所と改正したことにより、宮古保育園に加え、宮森保育園、こどもの森 阪手保育園の2園が補助対象に追加。
- 平成26年度：電気料金について7月～9月、11月～2月であった補助対象期間を通年とするもの。
- 平成27年度：2歳未満児保育事業の追加で、当事業に従事する保育士増員を行った場合、増員分の人件費(国の基準額)を補助するもの。
- 宮古保育園舎の建て替え：公設から民設に改め、国・県による補助金(町負担有り)を活用し、さら

年に1回程度実施されており、寺田典弘氏の証言ではその会合に自身(町長在任時)は4回程度参加し、森章浩氏(愛和会理事当時)も参加したとの証言があった。- 森章浩町長は愛和会理事であった当時、森和俊氏(当時理事長)の指示により石本孝男氏(当時町総務部参事)と1度ゴルフに、有馬温泉で行われた町幹部との会合にも参加したと証言があった。
- 石本前副町長は、森和俊氏以外に、寺田前町長、森章浩町長(町長就任前)及び証言を求めた一部の職員からも借金を行っていた。

調査事項に対する指摘・改善意見(提言の内容)

(1) 地域子育て支援拠点事業について

①証人尋問では、前任民福祉部長をはじめ担当課長など管理職の立場にあるものが、地域子育て支援拠点事業の実情を把握、精通しているとは言難く、国・県の補助事業であることもあり、事業内容についての妥当性の検証・見直しも全く行われていないことが明らかとなった。国・県の委託事業であっても、町の負担があるので費用対

に、宮古保育園増改築補助金交付要綱を新たに定め、約1億円の補助金が町から支出された。

調査・証人の証言より明らかとなった事実関係

地域子育て支援拠点事業に関する項目

- 平成9年度契約締結以降、事業の内容は国が定める基準に準じ、町独自に事業内容の精査や見直しは行われていない。事業委託先についても契約更新により入札等も実施されていない。
- 事業内容の確認について、申請書類、実績報告等に基づく書類審査のみで、定期的な現地調査は実施されていない。
- 事業委託という契約方式であるが、実態は補助事業と同様の運用がなされており、運営委託料については、毎年、年度当初、法人の事業計画に基づき国又は県が定める補助基準額により概算払が行われ、実績報告にあわせ精算が行われる支払い方法であった。記録の提出を受けた平成22年度以降において、精算の際返還が必要となった年度はなかった。
- 事業内容の確認などについて事業

効果の意識をもち本町の実情、事業内容について充分検証するよう、管理職の意識改革について実効性のある取り組みを行うこと。

②当該業務委託契約書第6条に定められた、実地調査等が実施された実績は無く、町のチェック機能が働いていたと言いが難い。今後は定期的に調査等を行う等、不正行為の抑制、チェック体制の構築に努めること。

③事業を委託する社会福祉法人の選定にあたっては、安易な随意契約により契約を更新することなく、サービスの向上に繋がる選定方法、契約更新時や予算の作成にあたっては事業内容の精査・見直し等充分検討を行うこと。

④本事件に関し町が受けた被害金額は、司直により今なお審理の途中であり、平成29年5月31日現在において詳細は明らかになっていない。また当初報道された、不正に返還を免れた金額は数十万円である。しかし、当委員会での調査では、このような不正行為が過去になかったと断定できる判断材料は無い。町の財産である公金が失われたことは事実であり、被害金額

調査終了にあたり

の回収については町民にその負担を求めることなく、愛和会に対し損害賠償請求を行い、また、調査等により精査した結果、不適切とした支出にかかる委託料についても返還を求めるなど、速やかに全力であたられたい。また、本事件の調査等により特に町の事務の負担増など、生じた損害についての賠償請求についても検討を行うこと。

(2) 社会福祉法人愛和会に対する補助金等の交付について

①地域子育て支援拠点事業についての指摘・改善意見のとおり適切な補助金の交付事務に努めること。

②福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図り、法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進める目的から平成29年4月に社会福祉法等の一部が改正された。その中には所轄庁による指導監督の機能強化も含まれる。町は所轄庁と日頃から連携を密にし、法人の適切な運営、問題が起こった際は迅速な対応が行えるよう努めること。

③子育てしやすいまちづくりは、本町にとって重要な課題のひとつで

ある。本不正を理由に安易な補助金の削減、事業の廃止を行うことは、保育サービスの低下、子育て世代への不安・不利益に繋がる恐れがある。その点について十分配慮し、子育てしやすいまちづくりの実現に努めること。

(3) 町幹部の関与について

① 町長の責任について

町長には、地方自治法や地方財政法等の法令に従って誠実に事務処理を行う法的責任がある。そのため、今回の事務執行に関して、町を統括し代表する森章浩町長には最高責任者としての責任がある。また、地域子育て支援拠点事業の契約の相手方である愛和会が森章浩町長の親族が理事を務める法人であったこと、今回逮捕された森和俊元理事長は森章浩町長の実父であることは周知の事実であり、調査では、森章浩町長自身の町長就任前、愛和会の理事として町幹部職員とつきあいがあった事実も明らかとなっている。

住民の信頼回復、子育て世代の不安を解消、子育てしやすいまちの実現に向け、原因の解明、事務の改善及び再発防止について取り組みを求め。

② 町幹部の関与について

●愛和会への補助金を増額させる便宜を図った見返りに、同法人の森和俊元理事長に借りた現金の債務免除を受けたとして、石本前副町長が収賄容疑で逮捕され、司直により今なお審理の途中である。また、愛和会から保育行政に関係する町職員に対し、付け届けがされていた事実、寺田前町長をはじめ町幹部職員が愛和会理事、職員と

会合と称し有馬温泉に旅行する等接待と誤解されるような不適切な事実も確認された。今後、職員が不正に関与することのないよう、またそのような疑念をもたれることのないよう取り組みを求め。

●田原本町政治倫理条例、また、本年5月に新たに施行された田原本町職員倫理規程の遵守、町民全体の奉仕者としてその人格と倫理の向上に努め、適切で継続的な運用について取り組みを求め。

●今回の事件の要因として、石本前副町長に多額の借金があり、町幹部、職員他多方面に借金を行っていたことが考えられる。今後、副町長のような要職の人選についてはそのような点についても十分配慮を行い、また、就任後は、政治倫理の確立に向けた取り組みを求め。

当委員会は、昨年

12月に議決により調査を付託され、約6ヶ月の間精力的に調査に取り組み、6月定例会において調査報告を行い承認されました。

調査を通じ明らかとなった事実をもとに、理事者に再発防止策の具現化、職員の意識向上、住民の信頼回復に向けた取り組みを求めました。また、議会におきましても、調査結果を活用し、行政のチェック機関としての責任が果たせるよう努めてまいります。

町では新たに「田原本町職員倫理規程」が制定され、また、愛和会では理事等の全面刷新が行われ、事業運営の透明性の向上等、改革への取り組みが開始されており、当委員会の調査には一定の成果があったものと考えております。

最後に、調査にご協力いただきました多くの皆様に御礼を申し上げます。

